

1 0 2 5 - 9 6 3

平成17年10月21日

各市町村教育長 殿

宮崎県教育長

学校における児童生徒等の個人情報管理の徹底について（通知）

このことにつきましては、日頃から十分に御指導いただいているところではありますが、この度、県内の小学校におきまして、児童の個人情報が漏洩するという事案が発生いたしました。

今回の事案のように、個人情報が漏洩した場合は、児童生徒をはじめ、関係者に多大な迷惑をかけることになり、ひいては、学校に対する信頼を損なうことにもなります。

つきましては、下記事項等について、再度、貴管下各学校に緊急に指導していただきますようお願いいたします。

記

1 指導事項

- (1) 児童生徒の個人情報については、外部に漏れることのないよう厳重に管理すること。
- (2) 児童生徒の個人情報の収集については、個人の基本的人権を尊重する観点から教育指導上必要不可欠な場合のみとし、最小限にとどめること。
- (3) パソコン等の記録媒体の取扱いについては、特に次の点に留意すること。
 - ① 個人情報を保存した記録媒体は、外部への持ち出しを禁止する。
 - ② 個人情報を保存した記録媒体は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理する。
 - ③ 個人情報を保存した記録媒体が不要になった場合、適宜破壊するなど確実に読み取り不能な状態にして破棄する。

2 関係通知文等

「卒業式・入学式等における児童生徒の名簿の取扱い等について（通知）」

（平成13年2月14日 102-1976）

「公簿・諸表簿等の管理の徹底について（通知）」

（平成17年7月13日 1025-583）

「県立学校における生徒等に関する電子個人情報の取扱いガイドライン」の送付について

（平成17年1月27日 102-1841）

（文書取扱：学校政策課）

1 0 2 5 - 9 6 3

平成17年10月21日

各教育事務所長 殿

教 育 長

学校における児童生徒等の個人情報管理の徹底について（通知）

このことについては、日頃から十分に指導いただいているところではありますが、この度、県内の小学校において、児童の個人情報が漏洩するという事案が発生いたしました。

今回の事案のように、個人情報が漏洩した場合は、児童生徒をはじめ、関係者に多大な迷惑をかけることになり、ひいては、学校に対する信頼を損なうことにもなります。

ついては、下記事項等について、再度、貴管内各学校に緊急に指導願います。

なお、別紙写しのとおり市町村教育長へは通知したので申し添えます。

記

1 指導事項

- (1) 児童生徒の個人情報については、外部に漏れることのないよう厳重に管理すること。
- (2) 児童生徒の個人情報の収集については、個人の基本的な人権を尊重する観点から教育指導上必要不可欠な場合のみとし、最小限にとどめること。
- (3) パソコン等の記録媒体の取扱いについては、特に次の点に留意すること。
 - ① 個人情報を保存した記録媒体は、外部への持ち出しを禁止する。
 - ② 個人情報を保存した記録媒体は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理する。
 - ③ 個人情報を保存した記録媒体が不要になった場合、適宜破壊するなど確実に読み取り不能な状態にして破棄する。

2 関係通知文等

「卒業式・入学式等における児童生徒の名簿の取扱い等について（通知）」

（平成13年2月14日 102-1976）

「公簿・諸表簿等の管理の徹底について（通知）」

（平成17年7月13日 1025-583）

「県立学校における生徒等に関する電子個人情報の取扱いガイドライン」の送付について
（平成17年1月27日 102-1841）

（文書取扱：学校政策課）

1 0 2 5 - 9 6 3

平成17年10月21日

各県立学校長 殿

教 育 長

学校における児童生徒等の個人情報管理の徹底について（通知）

このことについては、日頃から十分に指導いただいているところではありますが、この度、県内の小学校において、児童の個人情報が漏洩するという事案が発生いたしました。

今回の事案のように、個人情報が漏洩した場合は、児童生徒をはじめ、関係者に多大な迷惑をかけることになり、ひいては、学校に対する信頼を損なうことにもなります。

については、下記事項等について、再度、貴所属職員に緊急に指導願います。

記

1 指導事項

- (1) 児童生徒の個人情報については、外部に漏れることのないよう厳重に管理すること。
- (2) 児童生徒の個人情報の収集については、個人の基本的人権を尊重する観点から教育指導上必要不可欠な場合のみとし、最小限にとどめること。
- (3) パソコン等の記録媒体の取扱いについては、特に次の点に留意すること。
 - ① 個人情報を保存した記録媒体は、外部への持ち出しを禁止する。
 - ② 個人情報を保存した記録媒体は、施錠可能な場所に保管するなど厳重に管理する。
 - ③ 個人情報を保存した記録媒体が不要になった場合、適宜破壊するなど確実に読み取り不能な状態にして破棄する。

2 関係通知文等

「卒業式・入学式等における児童生徒の名簿の取扱い等について（通知）」

（平成13年2月14日 102-1976）

「公簿・諸表簿等の管理の徹底について（通知）」

（平成17年7月13日 1025-583）

「県立学校における生徒等に関する電子個人情報の取扱いガイドライン」の送付について

（平成17年1月27日 102-1841）

（文書取扱：学校政策課）